

# 突風等被害への早期対応に関する緊急要望

令和7年9月5日

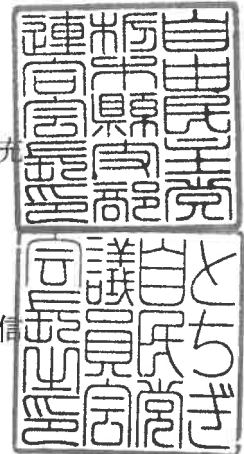
栃木県知事 福田 富一 様

自由民主党栃木県支部連合会

会 長 茂木 敏光

とちぎ自民党議員会

会 長 岩崎 信



令和7年9月3日午後、県内では大気が不安定な状態となり、雷を伴った大雨や突風、降雹により、小山市、真岡市、下野市において、農作物の倒伏や農業用ハウスの損壊など本県農業に大きな被害が生じ、被害額は2億円を超える見込みである。また、一部地域においては家屋への浸水や、倒木による被害、加えて道路の冠水による車両被害も発生している。

ついては、被害を受けた農業者の経営の安定と、住宅・車両被害への対応に万全を期すため、下記について緊急に要望する。

## 記

- 1 被害状況を迅速に調査し、全容を把握すること。その上で、被害を受けた農作物及び生産施設については、市町の要望に応じて栃木県農漁業災害対策特別措置条例を適用し、補助や融資など被害を受けた農業者の経営安定に向けた支援措置を講ずること。
- 2 農業者への技術指導を徹底し、今後の被害を未然に防止するなど適切な対応を図ること。併せて、地球温暖化の影響により、今後増加が見込まれる局地的な災害に備え、万全の対策を講じること。
- 3 共済加入者への早期の共済金支払いについて関係機関に要請すること。また、国に対し、生産施設の再建や被害を受けた作物の改植に係る助成について要望すること。
- 4 一部地域においては、家屋への浸水や、倒木による被害、また、道路冠水による車両被害等が発生しており、速やかな全容把握に努め、市町と連携し適切に対応を進めること。